（傍線部分は改正部分）

改正後

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる課程の区分に応じて当該各号に定める基準とする。

一　介護保険法施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程　介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として、別表第一の課程により行われるものであること

二　介護保険法施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する生活援助従事者研修課程　生活援助（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注3に規定する生活援助をいう。）が中心である指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として、別表第二の課程により行われるものであること

別表第一（第一号関係）

（表略）

別表第二（第二号関係）

区分	科目	時間数	備考
講義及び演習	職務の理解	二	研修修了者が行う職務の範囲について理解するために必要な内容を含めること。 講義と演習を一体で実施すること。 必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。
	介護における尊厳の保持・自立支援	六	介護職が、利用者の尊厳と自立を支える専門職であることを自覚し、介護・福祉サービスを提供するに当たっての基本的視点等を理解することを目的とすること。 講義と演習を一体で実施すること。

改正前

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程は、介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として、別表の課程により行われるものとする。

別表

（表略）

（新設）